

岩沼市マスコットキャラクター広報物品使用要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岩沼市のマスコットキャラクター「岩沼係長」の着ぐるみ及びインフレーターバルーン（以下「広報物品」という。）を使用する場合の適切な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（関連規則）

第2条 この要領に定めるもののほか、マスコットキャラクター「岩沼係長」の全般的な取扱いについては岩沼市マスコットキャラクター使用取扱要綱（平成28年8月1日告示第69号）に定めるところによる。

（取扱課）

第3条 この要領に関する事務については、市民経済部産業振興課（以下「取扱課」という。）が行う。

（借用手続）

第4条 広報物品を借用しようとする者（以下「借用者」という。）は、借用を予定している日の3月前から7日前までに「岩沼市マスコットキャラクター広報物品借用書（以下「借用書」という。）」に使用するイベント等の概要がわかる資料を添付して取扱課に提出しなければならない。

2 借用者は、前項の規定により借用書の提出をするより前に、取扱課に借用の旨を通知し、その借用予定について調整するものとする。

（借用目的）

第5条 広報物品の借用内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるもの。
- (2) 本市の信用又は品位を傷つけるおそれがあると認められるもの。
- (3) 特定の個人、政治、思想又は宗教の活動に利用するおそれがあると認められるもの。
- (4) 岩沼係長のイメージを損なう、又は損なうおそれがあると認められるもの。
- (5) 不当な利益を得ることを目的として使用するおそれがあると認められるもの。
- (6) その他取扱課が使用について不適當と認めるもの。

（使用の承諾）

第6条 取扱課は、第4条第1項の規定により借用書の提出があったときは、その内容を審査し、前条各号のいずれにも該当しないことを確認するものとする。前条各号のいずれかに該当する場合、取扱課は借用者に広報物品を使用させないものとする。

2 広報物品のうち、いずれを貸与するかは、その他の貸与予定等を鑑みて取扱課が決定する。

(同一日時における使用)

第7条 2者以上が同一日時において同一広報物品の使用を予定している場合、第4条第2項の調整を先に実施した者を優先する。

2 前項の規定に関わらず、市が直接主催・実施するイベントにおける広報物品の使用については、これを優先する。

(使用上の遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広報物品を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 借用書の記載どおりに使用すること。
- (3) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (4) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (5) その他、取扱課が特に付した条件に従って使用すること。

(借用の禁止)

第8条 借用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この要領に違反したときは、その届出を無効とするとともに、その借用者への貸与は行わないものとする。この場合、借用者に損害が生じても、取扱課はその責めを負わないものとする。

(原状復帰)

第9条 広報物品を汚損、破損または紛失した場合は、借用者の責任と負担により、補修、クリーニングまたは弁償等を行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第10条 広報物品の使用により、借用者が被った被害、又は借用者が第三者に与えた損害に対しては、取扱課は一切その責めを負わないものとする。

(補 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、取扱課が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。